

☆保護者・地域の皆様へ☆

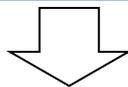
山形県の公立学校では 『働き方改革』 に取り組んでいます

山形県公立学校の教職員の勤務の状況

「過労死ライン」の目安となる時間外在校等時間が月 80 時間を超えている教職員数は、令和元年度に比べて減少しているものの、中学校、高等学校では依然として 40 人以上もいます(R6上期)。

	高等学校	特別支援学校	中学校	小学校
R6上期	108人(6.0%)	0人(0%)	40人(1.9%)	6人(0.1%)
R5年間	79人(4.3%)	0人(0%)	34人(1.6%)	3人(0.1%)
R4年間	99人(5.3%)	0人(0%)	59人(2.8%)	4人(0.1%)
R3年間	109人(5.7%)	0人(0%)	57人(2.5%)	7人(0.1%)
R2年間	80人(4.1%)	0人(0%)	80人(3.5%)	10人(0.3%)
R1(10月)	441人(23.4%)	2人(0.2%)	445人(22.1%)	87人(2.6%)

時間外の主な業務内容は、部活動指導、授業準備、校務分掌業務です



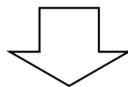
外部人材の配置

部活動指導員

教員業務支援員・校務補助員
(スクール・サポート・スタッフ)

教職員の部活動指導の負担軽減 授業準備に専念できる環境づくり

また、勤務時間中に休憩時間がとれないことが課題です



地域学校協働活動のスクールボランティアとして、給食と清掃の見守り活動を実施。ボランティアが見守りをしている間に、教員が「休憩時間」を確保。

地域・保護者の皆様からご協力をいただいたことで、
休憩時間確保につながりました！

(裏面に続きます)

《働き方改革プランについて》

県教育委員会では、「山形県公立学校における働き方改革プラン」のもと、公立学校における働き方改革を推進しています。

令和2～4年度にかけて実施してきた第Ⅰ期働き方改革プラン（令和元年12月策定）の成果と課題を検証し、第Ⅱ期働き方改革プランを令和5年4月に策定しました。第Ⅱ期における取組み方針は以下のとおりです。

更なる意識改革

- ・ P D C Aサイクルの構築
- ・ 管理職や教職員の更なる意識改革及び保護者等の理解促進

長時間勤務の要因への対応

- ・ I C Tの有効活用
- ・ 人材の確保及び外部人材の活用
- ・ 業務の外部委託の推進
- ・ 教育課程全体の見直し
- ・ 部活動改革の推進

目指す教員の働き方（働き方改革プラン第Ⅱ期）

時間外在校等時間が月45時間・年360時間を超えない働き方を目指しています。

第Ⅱ期の働き方改革プランにおける目標として、令和7年度末までに、

→「半期における月平均80時間超の教職員0人」

→「年間における月平均45時間超の教職員0人」を目指します。

始業前の時間も含めて、定められた勤務時間の他に毎日2時間ずつ仕事をすると、時間外在校等時間は月45時間となります。（1日2時間×月平均労働日数21.7日÷1月あたり45時間）

なお、山形県教育委員会規則において時間外在校等時間が45時間を超える月は年に6回までとなっています。

各学校におかれては、学校の働き方改革のために、様々な工夫をしながら積極的に取り組んでいただいている事例もあります。

これからも皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

令和7年4月山形県教育委員会

山形県教育委員会の詳しい取組み等はこちらをご覧ください。

山形県ホームページ

《教職員の働き方改革に向けた取組み》

- ・ 山形県公立学校における働き方改革プラン（第Ⅱ期）
- ・ 山形県公立学校教員の時間外在校等時間調査結果
- ・ 学校における働き方改革取組み手引【二訂版】

